

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成28年7月6日(水) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場3階 第2委員会室

3. 出席委員(12名)

2番 平井 滋伸(会長)
8番 渡邊 芳輝(副会長)

1番 土屋 博實
3番 藤 尚毅
4番 原田 盛一
5番 柳池 吉則
6番 猪上 志津夫
7番 栗須 勝典
9番 藤 勝徳
10番 大楠 英志
11番 鷹巢 礼子
12番 萩尾 由紀子

4. 欠席委員(1名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について(1件)

議案第2号 「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」
について(1件)

報告第1号 「農地法第4条の規定による農地転用届出」について(1件)

その他

諸情勢報告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 黒瀬 英三
事務局員 田村 明広
事務局員 葉山 芳樹

7. 会議の概要

議 長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>只今から篠栗町農業委員会平成28年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会は全員の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の氏名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>10番：大楠 委員と</p> <p>11番：鷹巣 委員にお願いします。</p> <p>【会議書記の氏名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局葉山さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>それでは、審議に入ります前に本日の日程について説明いたします。</p> <p>本日は議案第1号及び第2号を審議。報告事案で1件の報告を受け散会いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】</p> <p>それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について 説明】</p> <p>平成28年6月21日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。議案書1頁をご覧ください。</p> <p>【議案書の朗読】</p>

	<p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は経営移譲による所有権移転（贈与）が目的となっております。申請地は2筆で面積は1,305㎡となっております。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、何より生計を一にする家族経営であることから、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>なお、当該用地に係る利用権の設定についてはありませんでしたので併せて報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員の土屋委員、原田委員から何かありませんでしょうか。</p>
1 番 (土屋委員)	<p>特にありません。</p>
4 番 (原田委員)	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>議案第1号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p>

	出席委員全員賛成により、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。
議 長	<p>【議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画について 審議】</p> <p>それでは、「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは「議案第2号 篠栗町農用地利用集積計画」について説明いたします。議案書5頁をご覧ください。</p> <p>篠栗町長より、平成28年6月27日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定、新規1件です。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。</p> <p>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。</p> <p>③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。</p> <p>④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。</p> <p>⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。</p> <p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	以上の事務局の説明に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。

	<p>【質問なし】</p> <p>【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画について 採決】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>【報告第 1 号】</p> <p>それでは、報告第 1 号について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号 「農地法第 4 条の規定による農地転用届出」について】</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>6 ページをご覧ください。平成 28 年 6 月 21 日に受理したものです。</p> <p>【報告第 1 号 朗読】</p> <p>本申請地は市街化区域ですので、農地法第 4 条による農地転用届出を受けたものです。申請面積は 1,000 m²を超えませんので、開発の許可申請は不要となりますが、都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>以上報告第 1 号について、書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>

議 長	<p>報告第1号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p>
議 長	<p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 諸情勢について・ 転作確認について
議 長	<p>皆様から他に、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで平成28年度第4回篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>